

和洋女子大学の公的研究費の不正防止に関する基本方針

2022年11月15日
和洋女子大学学長裁定

和洋女子大学（以下、「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費の不正防止に関する基本方針について、以下のとおり定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

「和洋女子大学における研究活動上の不正行為防止及び対応等に関する規程」に基づき、公的研究費の管理・運営ならびに不正防止に係る責任の所在、権限を明確にし、学内外に公開する。

- (1) 本学全体の研究活動を統括し、研究費の管理・運営において総括的責任及び権限を持つ「最高管理責任者」を学長とする。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営において本学全体を統括する「統括管理責任者」を事務局長とする。
- (3) 部局等における実質的な責任及び権限を持つ部局等責任者を束ね、本学におけるコンプライアンスの推進ならびに研究倫理教育を実施する「コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者」を副学長とする。
- (4) コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者を補佐し、実行する役割として、「コンプライアンス推進・研究倫理教育副責任者」を置き、各学部長、大学院各研究科長、研究支援課長とする。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 公的研究費等の管理・運営に係る教職員の理解及び意識の向上のため、適正な管理・運営を推進するためのコンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。
- (2) 適正な運用のため、研究費の使用ルールや事務処理手続き等のルールを統一し、「和洋女子大学公的研究費取扱ハンドブック」を定め、適正な執行に努める。
また、運用実態との乖離が生じないように、同ハンドブックの見直しを行う。
- (3) 公的研究費等の事務処理に関する担当教職員の権限と責任を定め、体制を構築し、理解の共有を図る。
- (4) 研究費の不正使用に関する告発・調査等について規定を定め、運用にあたっては透明性を持って実施する。
また、研究費の不正使用に関する学内外からの告発窓口を設置し、通報に対して適切に対応できるよう図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

内部監査及びモニタリングにより不正発生に繋がる要因を把握し、その結果から具体的な不正防止計画を策定・遂行することで、PDCA サイクルに基づく継続的な対策を実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

「和洋女子大学における研究活動上の不正行為防止及び対応等に関する規程」「和洋女子大学経理規程」「和洋学園調達規程」「和洋学園旅費規程」ならびに「和洋女子大学公的研究費取扱ハンドブック」に基づき、適正に研究費を管理及び執行する。

5. 情報発信・共有化の推進

研究活動に係る学内外からの相談窓口を設置し、研究費の不正防止に関する本学の方針・取組等について、学内外に周知する。

6. モニタリングの在り方

予算執行の担当部署である研究支援課ならびに研究費管理部署である財務管財課が、証憑類の点検を行う。

また、内部監査を実施することで不正発生要因を分析し、統括管理責任者は不正防止計画を策定するとともに、コンプライアンス教育及び啓発活動により、研究者等、本学において研究活動に係る全ての構成員に周知する。